

冷戦末期の日本の防衛力整備

千々和 泰明

【要約】

本研究は、1976年10月29日に策定された「昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱」（「51大綱」）で導入された「基盤的防衛力構想」がこの時期にどのような位置づけを与えられたのかを問うことで、冷戦末期の日本の防衛力整備について考察するものである。これまで、冷戦終盤の80年代における基盤的防衛力構想批判の高まりについて論じられることはあっても、それにもかかわらずなぜ同構想が持続したのかも含め、冷戦末期におけるその位置づけについての説明は十分なされてこなかった。

新冷戦期に展開された防衛論争のなかで、基盤的防衛力構想への対抗論理は、基盤的防衛力構想のなかに次々と取り込まれていった。そこで登場した様々な解釈や立論は、西廣整輝防衛局長答弁における『力の空白』論で整理され、そこでは「力の空白」概念を援用することで、基盤的防衛力構想は限定的ながら脅威対抗論であることも否定できないものとされた。また西廣局長時代に、限定小規模侵略独力対処概念は防衛力運用ではなく整備の概念であり、事態の蓋然性とは切り離されるということが明確化された。これらの説明と、「56 中業」（「中期業務見積り」）、「61 中期防」（「中期防衛力整備計画」）にもとづく防衛力整備により、基盤的防衛力構想批判は次第に沈静化していった。アメリカも日本側からの働きかけやその防衛力整備の進展を踏まえ、51大綱の維持を容認するようになる。しかし新冷戦期の防衛力整備が、基盤的防衛力構想のコンポーネントである「各種機能保持／機能的・地理的均衡」、「限定小規模侵略独力対処」、「エクспанション」の概念で規律されていたかという点、必ずしもそうではなかった。一方、シーレーン防衛のように、51大綱の範囲内であることが必ずしも自明ではないような施策も、必要に応じて防衛大綱の範囲内とされた。

それにもかかわらず冷戦末期においても基盤的防衛力構想が放棄されなかったのは、「脱脅威論」的イメージのある基盤的防衛力構想の放棄に対しては野党などからの反発が予想され、さりとて新しい防衛構想を構築するという政治的イニシアティブや官僚機構におけるモチベーションが高まらなかったためであったといえよう。

はじめに

本研究は、1976年10月29日に策定された「昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱」（「51大綱」）で導入された「基盤的防衛力構想」がこの時期にどのような位置づけを与えられたのかを、公文書や関係者のオーラルヒストリー、インタビューなどにもとづいて問うことで、冷戦末期の日本の防衛力整備について考察するものである。これまで、冷戦終盤の80年代における基盤的防衛力構想批判の高まりについて論じられることはあっても、それにもかかわらずなぜ同構想が持続したのかも含め、冷戦末期におけるその位置づけについての説明は十分なされてこなかった。冷戦末期の基盤的防衛力構想の位置づけを問うことは日本の防衛構想の持続性、その背景にあった論理構造、冷戦末期における日本の防衛政策の展開を理解することにつながり、今後の安全保障政策に示唆を与えるものとなる。

1970年代末から80年代にかけてのデタントの終焉と「新冷戦」の到来、北東アジアにおけるソ連の脅威の増大を受け、またアメリカの対日防衛圧力にともなって、日本国内で基盤的防衛力構想に対する批判が強まる。しかし新冷戦期に展開された防衛論争のなかで、基盤的防衛力構想への対抗論理は、基盤的防衛力構想のなかに次々と取り込まれていった。

基盤的防衛力構想をめぐる様々な解釈や立論がなされ、また基盤的防衛力構想と「防衛力増強論」を両立させようとする試みのなかで、政府答弁や『防衛白書』の記述を通じ基盤的防衛力構想の脅威対抗論的解釈が顔を出すことになる。そこで、これらの議論をいったん整理し、基盤的防衛力構想に関して改めて体系的な説明をおこなうことが求められるようになっていた。そこで登場することになるのが1987年8月24日の西廣整輝防衛局長答弁で示された「『力の空白』論」である。「力の空白」の概念を援用することで、基盤的防衛力構想は限定的ながら脅威対抗論であることも否定できないものとされた。

またこの時期日本への防衛圧力を強めた同盟国アメリカも、日本側からの働きかけやその防衛力整備の進展を踏まえ、1980年代半ばには51大綱の維持を容認するようになっていく。もともとアメリカ側の関心はあくまで防衛力の内容にあり、基盤的防衛力構想という思想自体への関心は低いようであった。

一方、冷戦末期の防衛力整備が基盤的防衛力構想のコンポーネントである「各種機能保持／機能的・地理的均衡」「限定小規模侵略独力対処」「エクспанション」の概念で規律されていたかという点、必ずしもそうとはいえなかった。むしろ51大綱の範囲内であることが必ずしも自明ではないような施策も、必要に応じて防衛大綱の範囲内とされることになるのである。

1 大嶽秀夫『日本の防衛と国内政治—デタントから軍拡へ』（三一書房、1983年）。佐道明広『戦後日本の防衛と政治』（吉川弘文館、2003年）。瀬端孝夫『防衛計画の大綱と日米ガイドライン』（木鐸社、1998年）参照。

1 新冷戦期における基盤的防衛力構想

基盤的防衛力構想は、日本の防衛力の在り方として、「防衛上必要な各種の機能を備え、後方支援体制を含めてその組織及び配備において均衡のとれた態勢を保有すること」（「各種機能保持／機能的・地理的均衡」概念）、「限定的かつ小規模な侵略については、原則として独力で排除すること」（「限定小規模侵略独力対処」概念）、「防衛力の現状を見ると、規模的には、その構想において目標とするところとほぼ同水準にあると判断される」こと、日本の保有する防衛力が「情勢に重要な変化が生じ、新たな防衛力の態勢が必要とされるに至ったときには、円滑にこれに移行し得るよう配慮された基盤的なもの」（「エクспанション」概念）であることとしていた。この基盤的防衛力構想の前提として、51 大綱にあるように「安定化のための努力が続けられている国際情勢及びわが国周辺の国際政治構造並びに国内諸情勢が、当分の間、大きく変化しない」という認識があった。すなわち、1970 年代のデタントを前提とした防衛構想であったことは疑いない。そのため 51 大綱策定後の国際情勢の急展開を受けて、基盤的防衛力構想は「鬼っ子」（51 大綱策定につながる「ポスト四次防問題」に内局防衛課長として関与した夏目晴雄）として扱われることになる²。

基盤的防衛力構想を「脱脅威論」としてとらえる見方からすると、新冷戦期に展開された防衛論争は、基盤的防衛力構想と、脅威認識の高まりを受けた「脅威対抗論」的な基盤的防衛力構想批判のあいだで戦われ、またその結果基盤的防衛力構想は放棄されなかったのだから、脅威対抗論に対する基盤的防衛力構想の勝利に終わったということになるかもしれない。しかし実際は必ずしもそうではなかった。

デタントの終焉と新冷戦の到来、北東アジアにおけるソ連の脅威の増大を受け、日本国内で基盤的防衛力構想に対する批判が強まるようになる。このころ、同盟国アメリカも日本の防衛力整備に本格的に介入してくるようになる。こうしたなか、基盤的防衛力構想批判としてのいわゆる「防衛力増強論」を主導することになるのは、外務省からの出向組で 1978 年 7 月から防衛庁参事官を務めていた岡崎久彦である。なお、ここで言う防衛力増強論は、51 大綱以前にはしばしば脅威対抗論あるいは所要防衛力構想と表現されていた考え方と同義である。79 年 5 月、岡崎は「『防衛計画の大綱』の情勢判断について（草案）」と題した論文を執筆し、これを基盤的防衛力構想の源流である久保卓也元防衛局長が著した「防衛力整備の考え方」（いわゆる 71 年の「KB 論文」）へのオマージュとして「OK 論文」と称した。このなかで岡崎は、ソ連の軍事能力の緻密な分析と 78 年 11 月に策定された「日米防衛協力のための指針」（ガイドライ

² 政策研究大学院大学 COE オーラル・政策研究プロジェクト編『夏目晴雄オーラルヒストリー』（政策研究大学院大学、2004 年）245 頁。

ン) の下の研究の成果に立って、我が国の整備すべき防衛力を算定する客観的・科学的な作業をおこない、その結果こそが既に歴史的使命を終えつつある大綱に代わる新たな防衛構想にならなければならないと主張した³。

ところが基盤的防衛力構想と防衛力増強論の対立は、意外にも沈静化することになる。それは51大綱の「別表」で示された具体的な基盤的防衛力の兵力量を早期に達成するという考え方、いわば「別表早期達成論」ともいえる議論が登場してきたからである。すなわち、ソ連の脅威の増大を踏まえ、現在の防衛力が未だ51大綱別表で示されている基盤的防衛力の水準に達していないので、速やかに別表の達成を図るということである。これは1980年7月に提出された大平正芳前総理の私的諮問機関「総合安全保障研究グループ」の報告書のなかで示された⁴。防衛庁も、総合安全保障研究グループ報告書と同様の立場を80年11月の塩田章防衛局長答弁⁵や『防衛白書』81年度版⁶などを通じて明らかにしていく。その過程で防衛庁は、基盤的防衛力構想の脅威対抗論の解釈に言及するようになる⁷。こうして別表早期達成論により、基盤的防衛力構想と防衛力増強論は、別表未達成の段階では期せずして両立することになった。別表早期達成論は本来的には基盤的防衛力の早期達成を意味するが、別表に着目することで、理念をめぐる論争を回避できる（別表未達成の段階では脅威対抗論でも脱脅威論でも防衛力整備上おこなわれることは同じであると考えられる）ことから、ここでは別表早期達成論の下で防衛力増強論と基盤的防衛力構想が両立したととらえることとする。また制服組の立場も、基盤的防衛力構想の見直しではなく、まずは基盤的防衛力の構築のためにGNP1パーセント枠の見直しが必要であるとの主張にシフトしていく⁸。岡崎もその後OK論文で打ち出した立場を事実上修正し外務省に戻った⁹。

³ 『防衛計画の大綱』の情勢判断について（草案）（昭和54年5月6日）1頁（佐道『戦後日本の防衛と政治』316-318頁から引用）。

⁴ 総合安全保障研究グループ「総合安全保障研究グループ報告書」（1980年7月2日）東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室『データベース「世界と日本」』
<<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPSC/19800702.01J.html>>2012年7月5日アクセス。

⁵ 1980年11月4日、塩田章政府委員答弁、第93回衆議院内閣委員会7号、『国会会議録』
<http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=25805&SAVED_RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=5&DOC_ID=3874&DPAGE=5&DTOTAL=368&DPOS=88&SORT_DIR=0&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=25863>2012年7月6日アクセス。

⁶ 『防衛白書』1981年度版、155-156頁。

⁷ 1980年11月25日、塩田章政府委員答弁、第93回参議院内閣委員会10号、『国会会議録』
<http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=28976&SAVED_RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=5&DOC_ID=7568&DPAGE=5&DTOTAL=368&DPOS=94&SORT_DIR=0&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=29100>2012年7月6日アクセス。

⁸ 防衛省防衛研究所編「村松栄一オーラルヒストリー」防衛省防衛研究所編『オーラルヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策（3）』（防衛省防衛研究所、2014年）377-378頁。オリエン特書房編集部編『自衛隊戦わば一防衛出動』（オリエン特書房、1976年）300-302頁。

⁹ 岡崎久彦「日本の防衛戦略 第二稿」（昭和56年3月25日）23-24頁『宝珠山昇関係文書』（63-2）（国

一方、アメリカ側は1981年1月にカーター(James E. Carter, Jr.)政権からレーガン(Ronald W. Reagan)政権に交代したのちも日本に防衛力増強を求める姿勢を変えなかった。このころアメリカは、ヨーロッパがソ連から攻撃された場合にアジア太平洋のアメリカ海軍艦隊などをヨーロッパに振り向ける「スイング戦略」を採用しており、その際の空白を埋めるために防衛分野における日本の役割拡大を必要としていた。自衛隊に期待されたのは、アメリカ空母機動部隊の護衛、護衛艦や対潜哨戒機によるソ連潜水艦の探知、千島・津軽・対馬三海峡の封鎖などである。81年6月、ハワイで第13回日米安全保障事務レベル協議(SSC)が開催されたが、この席でアメリカ側は日本側に、周辺海空域の防衛、1000カイリのシーレーン防衛、ソ連のバックファイア爆撃機への対処能力整備などを要求した¹⁰。基盤的防衛力構想と、本来それへの対抗論理である防衛力増強論は、別表未達成の段階であれば一応両立することになるけれども、アメリカ側から別表におさまりきらないような要求が出され、別表そのものの見直しが必要だということになってくると、話は変わってくるであろう。

実際にアメリカからの防衛力増強要求に押されて、三原朝雄自民党安全保障調査会長ら同党国防族議員を中心に51大綱見直し論が強まることになる¹¹。すなわち、防衛力増強のために別表の早期達成から踏み込んで別表を修正しなければならない場合、それにともなって防衛構想も変更するという考え方である。中曽根康弘総理の私的諮問機関である「平和問題研究会」が1984年12月にとりまとめた報告書でも、同様の考えがとられた¹²。以上の議論は防衛力増強論の一種としての「別表修正・構想変更論」としてとらえることができるであろう。

しかし別表修正・構想変更論は、基盤的防衛力構想の下でも、装備体系等の変化にともなう、あるいは防衛力の効率化のための別表修正は可能であるとする、いうなれば「別表修正・構想継続論」とでもいえる考え方にとって代わられることになる。これは1986年4月の中曽根総理の国会答弁¹³、『防衛白書』86年度版¹⁴と87年度版¹⁵などを通じて示された。別表修正・構想変更論が、別表修正にともない防衛構想を脅威対抗論に変更するという考え方であるのに対し、別表修正・構想継続論は、たとえ別表修正がなされたとしても基盤的防衛力構想を変更する必

立国会図書館憲政資料室所蔵)。

¹⁰ 『朝日新聞』1981年6月16日。西脇文昭「シーレーン防衛へ『共同作戦』—深まる日米同盟関係」『世界週報』63巻37号、1982年9月21日、15頁も参照。

¹¹ 瀬端『防衛計画の大綱と日米ガイドライン』154、204頁。『朝日新聞』1981年4月16日。

¹² 平和問題研究会『平和問題研究会報告書 国際国家日本の総合安全保障政策』(大蔵省印刷局、1985年)82頁。

¹³ 1986年4月8日、中曽根康弘総理大臣答弁、第104回衆議院本会議8号、『国会会議録』

<http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=39030&SAVED_RID=2&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=6&DOC_ID=2393&DPAGE=2&DTOTAL=71&DPOS=28&SORT_DIR=0&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=44262>2015年3月21日アクセス。

¹⁴ 『防衛白書』1986年度版、93頁。

¹⁵ 『防衛白書』1987年度版、91-92頁。政策研究大学院大学 COE オーラル・政策研究プロジェクト編『宝珠山昇オーラルヒストリー』(下)(政策研究大学院大学、2005年)67-68頁も参照。

要はないという考え方であるといえる。実は別表修正・構想変更論も別表修正・構想継続論も、漠然とした基盤的防衛力構想批判ないし同構想擁護の議論という側面が強く、十分に精緻化された考え方とまではいえなかった。そのため両論は一見対立関係にあるように見えて、考え方の本質的なちがいがあったのかについては曖昧な部分が残る。たとえば、仮に別表修正・構想変更論の脅威認識が限定小規模侵略であるならば、問題となるのは限定小規模侵略の相対的な規模だけであり基盤的防衛力構想自体を変更する必要はなくなるが、そうしたことが詰められていたわけではなかった（こうした点を精緻化するのが、次節以下で取り上げる『力の空白』論である）。別表修正・構想変更論が別表修正・構想継続論に容易に取って代わられるのには、こうした背景があったと考えられよう。

結局、51大綱期間中に別表が修正されることはなかった。基盤的防衛力構想への対抗論理は、基盤的防衛力構想のなかに次々と取り込まれていったのである。

2 西廣整輝防衛局長と『力の空白』論

前節で見たように、新冷戦期において基盤的防衛力構想をめぐる様々な解釈や立論がなされ、また基盤的防衛力構想と防衛力増強論を両立させようとする試みのなかで、政府答弁や『防衛白書』の記述を通じ基盤的防衛力構想の脅威対抗論的解釈が顔を出している。そこで、これらの議論をいったん整理し、基盤的防衛力構想に関して改めて体系的な説明をおこなうことが求められるようになっていた。そのような役割を引き受けたのは、51大綱の立案者ともいえる西廣整輝であった。

51大綱策定時の防衛課長だった西廣は、1977年5月から防衛研修所特別課程に入り、78年11月には山口県警察本部長に転出していた。80年8月に内局に戻ったのちも、長官官房防衛審議官、防衛庁参事官（教育担当）、長官官房長といった、防衛大綱の実施とは直接関係の薄いポストを歴任していたが、85年6月に防衛局長に就任し（88年6月まで在任）、再び防衛大綱に関連する業務を所管することになった。51大綱策定から十余年を経て改めて基盤的防衛力構想と向き合うことになった西廣は、これまでの解釈や立論を整理し、87年8月24日の衆議院安全保障特別委員会において基盤的防衛力構想に関する次のような見解を表明した。やや長い引用する。

「基盤的防衛力構想と脅威対応論というものが全く違ったものであるのかどうかということについてはいろいろ御意見の分かれるところだろうと思いますが、私は、基盤的防衛力構想というのは、私自身その立案に参画いたしましたので、次のように理解をいたしております。

それは、日本に対する軍事的な脅威というものはもろもろあるわけですが、
ども、現在の世界情勢というものが、ある一国、例えば日本の隣接している一国と力に
若干の相違でも起きたら直ちに相手が襲いかかってくるといったようないわゆる弱肉
強食の状況ということではない。全体としてのやはり東西の力のバランスなりそれぞれの
の同盟関係、そういったもので戦争というもののはかなり強く抑止をされておるとい
前提に立ったのが基盤的防衛力であると思います。したがって、基盤的防衛力では日本自
身が、その種の世界的なバランスといえますか、ある意味のマクロ的な安定状態とい
ものの中で自分自身が力の空白になってそこで問題を惹起しないようにそれなりの能
力というものを持たなくてはいけない、それが基盤的防衛力である。

その持つべき防衛力の指標としては、小規模限定的な事態というように申しておりま
すが、周辺のある国がほとんど現状というものを變更しないままの軍事力で日本を攻撃
したというような事態を想定して、そういったものには直ちに、日米安保というものが
あってもアメリカの支援というものが期待できるわけではございませんので、そうい
たものには独力で対応できる防衛力というものを持たなくてはいけないんじゃないか
というのが基盤的防衛力の非常に大ざっぱな言い方をすれば考え方だろうと思いま
す

、
そのような、相手が現状をそう変えないで日本に差し向け得る軍事力の質なり量とい
うものは、それなりに時代の推移によって方そのものについては変化をしてきておるわ
けであります。したがって、そういう意味で、ある固定した防衛力を持てばもうそれで
すべていいということではなくて、その時代の推移によって変化していく状況の中での
限定的小規模な事態、つまりそれは時代が経ればそれなりに軍事技術的にも進歩したも
のになるし、場合によっては兵力的にも大きくなる場合も生じてくるわけですが、そう
いった形での小規模限定的な侵略に対しては独力で対応し得るということであります
から、その意味で言えば極めて限定的な形ではあっても脅威対抗論であることもまた否
定できないわけであります。

したがって、私どもが現在申し上げておる例えば洋上防空の必要性〔2年前の「61 中
期防」(中期防衛力整備計画。1985 年 9 月 18 日策定)で洋上防空体制の在り方につい
て検討をおこなうとされた〕というのは、まさにその種軍事技術の進歩に伴って日本に
対するあるいは日本の船舶に対する経空脅威というものが質的に変わってきた、それ
に対応するために従来と同じ程度の防護能力を持つために何をしなくてはいけないか
ということですので、私は、基盤的防衛力構想というものはいささかも変更され
てないし、まさに基盤的防衛力で期待をしている防衛力を維持しあるいは整備する
ために何をしなくてはならないかという研究の一環であるというように考えておる次第で

あります」

「よく大綱水準というように言われておりますが、大綱水準というのは、私は一つのポイントに絞って重点だけ申し上げれば、先ほど来申し上げているように、小規模・限定的な侵略に対しておおむね単独で対抗できる能力というものを主要にしていると思います。その能力というのは、先ほど来申し上げているように技術の水準なりあるいは相手方の兵力組成の変化等によって変わってくるものでありますから、相対的なものでありますから、その間には変動するものであるということにかねがね申し上げているわけであります。したがって、その相手方の限定・小規模侵略に対応できる能力というのが、相手方が大きくなればこちらも大きくならざるを得ないということで、その範囲内において我が方の防衛体制というものが見直され、別表が改正されるというのは、ある意味では大綱が予定してある変更であるというように、これまたかねがねお答え申し上げているとおりであります。

したがって、それは大綱の基本的な考え方、基盤的防衛力構想を変更したものではないというふうに申し上げているわけですが、それではすぐ洋上防空研究において別表なりが変わるのかということになりますと、これは今後の検討の結果次第でありますけれども、我々としては大綱の基本的な考え方、基盤的防衛力構想を変えないのは当然のこととして、できる限り別表というものについてもそれを尊重して、その枠組みの中で考えていくということが非常に重要であろうということで、まさにそれが研究の大きな課題の一つになっておるわけであります。

それを、相対的な力を維持するためにどんだんふやしてそれに対応して合わせていくということであれば比較的容易であろうかと思っておりますけれども、それでは大綱なり基盤的防衛力構想というものをつくったそもそもの精神なりあるいは先般閣議決定〔「今後の防衛力整備について」〕で見られたようにできる限り防衛費というものについて控え目な金額の中でやっつけようといういわゆる1パーセント精神と申しますか、そういったものを守る意味でも、いろいろな工夫を重ねて別表も動かさずに済めばそれにこしたことはないということで研究をいたしているわけでありますので、その辺のところは十分御理解をいただきたいと思うわけであります」¹⁶

このように西廣答弁は基盤的防衛力構想を「ある意味のマクロ的な安定状態というものの中

¹⁶ 1987年8月24日、西廣整輝政府委員答弁、第109回衆議院安全保障特別委員会2号、『国会会議録』
<http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=28976&SAVED_RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=6&DOC_ID=7912&DPAGE=9&DTOTAL=368&DPOS=174&SORT_DIR=0&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=29100>2012年7月10日アクセス。

で自分自身が力の空白になってそこで問題を惹起しないようにそれなりの能力というものを持たなくては行けない」という考え方であると定義した。そうすると、「その時代の推移によって変化していく状況の中で」相手国の軍事力が増大したにもかかわらず日本の防衛力が変わらないということになると、その分「力の空白」が生じ、地域の不安定化をもたらすことになる。そのような「力の空白」を生じさせてはならないという趣旨からすると、基盤的防衛力構想は「極めて限定的な形ではあっても脅威対抗論であることもまた否定できない」ものとなる。そして「相手方の限定・小規模侵略に対応できる能力というものが、相手方が大きくなればこちらも大きくならざるを得ないということで、その範囲内において我が方の防衛体制というものが見直され、別表が改正される」ということがあったとしてもそれは「ある意味では大綱が予定してある変更」にすぎない。この西廣答弁で示された考え方が、いわゆる『力の空白』論である。こうして「力の空白」の概念を援用することで、基盤的防衛力構想は限定的ながら脅威対抗論であることも否定できないものとされた¹⁷。

「力の空白」という概念は、この西廣答弁で突然登場したものではない。たとえば1974年6月に当時の久保防衛局長が執筆した論文「我が国の防衛構想と防衛力整備の考え方」（74年のKB論文）は、「防衛力が過小であることは、他国の侵略（武力のみとは限らない）への誘因となり、国際関係の不安定要因となりうる」と論じていた¹⁸。『防衛白書』76年度版でも、「わが国の防衛力は、単に軍事的見地からみるのではなく、国際関係との関連においてもみる必要がある。この点からすると、防衛力の規模が過大になって、周辺諸国に不信の念と緊張感を抱かせるようになることは好ましくないが、「また逆にその規模が過小なものとなって、世界戦略上重要な地域にいわば力の空白地帯を生じ、大国及びアジア各国の懸念と不安を招き、国際関係を極めて不安定なものにすることも避けねばならない」と述べられている¹⁹。しかし、実は同白書が言及している「力の空白」は、基盤的防衛力構想に関するものではなく、「日本の防衛力の基本的意義」という項目のなかで、自衛権の保持、必要最小限の防衛力の保持、非核政策などととも名列記されているもので、「欧州やアジア地域においては、大国の軍事力の存在のほかに、中小国がしかるべき軍事力をもっていわば力の空白地帯を作らないことが、その地域の

¹⁷ この西廣答弁の重要性は高橋杉雄が指摘した。高橋杉雄「佐道明広著『戦後日本の防衛と政治』」（書評）『国際安全保障』34巻2号（2006年9月）、110-111頁。高橋杉雄「日本の防衛力所要と防衛力整備」森本敏監修『岐路に立つ日本の安全—安全保障・危機管理政策の実際と展望』（北星堂、2008年）365-366頁も参照。

¹⁸ 久保卓也「我が国の防衛構想と防衛力整備の考え方」久保卓也遺稿・追悼集刊行会編『久保卓也遺稿・追悼集』（久保卓也遺稿・追悼集刊行会、1981年）73頁。1973年2月の「平和時の防衛力」に関する防衛庁見解の作成に防衛課部員として関与した藤井一夫によれば、当時既に防衛課内で同種の議論がなされていたという。防衛省防衛研究所編「藤井一夫オーラルヒストリー」防衛省防衛研究所編『オーラルヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策（6）』（防衛省防衛研究所、2016年）225頁。

¹⁹ 『防衛白書』1976年度版、36頁。

安定的均衡の維持、したがって国際の平和に役立っているとみるべきであろう」という、国際政治における軍事力の一般的意義として触れられているものであったにすぎない²⁰。このことはKB論文でも同様である²¹。むしろ西廣答弁の源流は、51大綱策定直後からの制服組の主張にあった。たとえば77年11月16日付の防衛庁文書によると、「53中業」（中期業務見積り。1979年7月17日策定）の防衛局計画官室案に対し、制服サイドは「今後の脅威分析により仮りに侵攻規模、態様が現在考えているものより大きくなった場合においてもさらにそれを目標として追求していくことは可能である。（現在のものは『当面のもの』である）」また大綱の『小規模事態対処』という考え方を考える必要性も生じない」と主張していたことが分かる²²。また『防衛白書』79年度版に関する79年5月1日の防衛庁参事官会議の席上での大波多三宣防衛審議官の説明によると、陸上自衛隊は「限定小規模の内容」について「侵略の規模の変動はその時々に応じてもちろんあり得るということを入れてほしい」としていた²³。

冷戦末期までに国内外で高まった防衛力増強への求めに対し、西廣が「力の空白」概念を援用してまでそれらを基盤的防衛力構想の範囲内におさめようとした理由はよく分からない。基盤的防衛力構想導入当時の所管課長としての思い入れもあったのかもしれないが、おそらく、これらが防衛力を増強するという議論であることから、基盤的防衛力構想の見直しに踏み込んで国論を二分するようなことをするよりかは、現実に中期防の枠組みがあり、またGNP1パーセント枠も既に撤廃（1987年1月24日）されているなかで、基盤的防衛力構想が「検証論」（51大綱策定時に西廣自身が提起した、脱脅威論的に構築された基盤的防衛力構想が脅威対抗論によって検証されているとする考え方²⁴）によって脅威対抗論として解釈できることを知っている西廣としては、防衛力整備を基盤的防衛力構想の範囲内として整理した方が実務的だと考えたのではないだろうか。

なお、西廣防衛局長時代に、基盤的防衛力構想のコンポーネントの一つである「限定小規模侵略独力対処」概念は防衛力運用ではなく整備の概念であり、事態の蓋然性とは切り離される

²⁰ 『防衛白書』1976年度版、10頁。1977年12月12日に防衛局計画官と統・各幕僚監部課長レベルがまとめた51大綱の「解釈」のなかで「軍事力の虚隙を作らない」という文言が用いられているが、これとも軌を一にすると考えられる。『防衛計画の大綱』の基本的部分の解釈（計画官及び統幕・各幕課長レベル了解）（52. 12. 12）『宝珠山昇文書（第二次受入分）』（1005）（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

²¹ したがって筆者は、「力の空白」概念は防衛構想そのものではなく、「力の空白をつくらない」という一般的意義を持つ防衛力がこれからの日本ではどのような姿であるべきかを明らかにするのが「防衛構想」であって、そのような防衛構想の実現を通じ、「力の空白をつくらない」という防衛力の「意義」が満たされることになる、というのが正確であると考ええる。

²² 『計画（特に中業）作成の基本方針』（計画官室案）に対する統幕各幕意見（昭和52年11月16日）『宝珠山関係文書』（12-6）。

²³ 「第4回参事官会議議事要録」（54. 5. 1）防衛庁防衛庁史室『参事官会議議事要録（昭和54年）1／2』1137頁（本館-4A-034-00・平17防衛01221100）（国立公文書館所蔵）。

²⁴ 三井康有「基盤的防衛力構想模索の頃」西廣整輝追悼集刊行会編『追悼集 西廣整輝』（西廣整輝追悼集刊行会、1996年）134-135頁。

ということが明確化された。西廣は1985年11月20日の参議院外交・総合安全保障調査特別委員会で次のように答弁した。

「大綱で定めております小規模、限定的な事態に対応できる能力というのは、一定のオペレーション、作戦の目的というよりも我が国の防衛政策目標、あるいは防衛力整備の目標というようにお考えいただきたいと思うのです。〔中略〕現状に配備された兵力のままこちらに状況を察知できないような状況で日本を侵略してくるという事態に対して、少なくとも一定期間は自力で対応できるという能力を持つということを防衛力整備の目標にしているということでありまして、我々がオペレーションあるいは日本に対する侵略事態としてそういうものを特定して考えておるのではない」²⁵

このような議論が可能な背景には、限定小規模侵略独力対処概念を事態の蓋然性から切り離して立論した検証論の存在があったと見てよいであろう。

3 アメリカの反応

前節で見たような説明と、「56中業」（1982年7月23日策定）と61中期防などにもとづく防衛力整備により、基盤的防衛力構想批判は次第に沈静化していった。56中業は、51大綱が定める防衛態勢や陸海空自衛隊の体制をそなえた防衛力を、別表を「中核として」、原則としてその完成時に保有することを目標とするとし、防空能力・対潜能力・水際防御能力などの充実・近代化、電子戦能力・継戦能力・即応態勢・抗堪性の向上、指揮通信・後方支援・教育訓練態勢の充実・近代化を主眼としていた（83年8月と84年8月に見直し）²⁶。また61中期防は、51大綱が定める防衛力の水準の達成を図ることを目標に、航空機・艦艇・地对空誘導弾などの装備の充実・近代化による本土防空能力の向上、日本周辺海域における海上交通の安全確保能力の向上、師団の近代化や編成の多様化、洋上・水際撃破能力などの強化による着上陸侵攻対処能力の向上などをめざしたものであり、洋上防空体制、OTHレーダーや空中給油機に関する検討・研究をおこなうとした²⁷。さらにP-3CとF-15の取得数は、当初の45機・100機から、

²⁵ 1985年11月20日、西廣整輝政府委員答弁、第103回参議院外交・総合安全保障調査特別委員会3号、『国会会議録』

<http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=39030&SAVED_RID=2&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=6&DOC_ID=1847&DPAGE=2&DTOTAL=71&DPOS=21&SORT_DIR=0&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=44262>2015年3月21日アクセス。

²⁶ 「昭和58年度から昭和62年度までを対象とする中期業務見積り」（昭和57年7月23日国会会議了承）。

²⁷ 「中期防衛力整備計画（昭和61年度～昭和65〔平成2〕年度）」（昭和60年9月18日国会会議決定・

56 中業策定時にそれぞれ 75 機・155 機に、61 中期防策定時にはそれぞれ 100 機・187 機に変更された。加えて 88 年からは、イージス艦の整備が着手される。

アメリカも 1980 年代半ばには、日本側からの働きかけやその防衛力整備の進展を踏まえ、51 大綱の維持を容認するようになる。もともとアメリカ側の関心はあくまで「防衛力の内容」（夏目）にあり²⁸、基盤的防衛力構想という思想自体への関心は低いようであった。当時陸上幕僚監部防衛部防衛課防衛班に勤務した西村繁樹によれば、85 年 1 月ごろにはアメリカ側から「大綱を評価する」「大綱の基本方針は必ずしも明確ではないが、日米安保体制を基盤とし、これに本質的に合致したものである」「大綱を超えるということは、日米の基本的な枠組みおよび日本の責任分担に変化を及ぼすものであるので、誰も望んでいない」との発言が聞かれるようになったという²⁹。同年 5 月 9 日公表の国防総省『共通の防衛に対する同盟の貢献』1985 年度版は、「防衛大綱の水準の達成は、自衛隊の領土保全、防空、シーレーン防衛能力を顕著に増強する」と記している³⁰。翌 86 年 1 月 15 日から 17 日にハワイで開催された第 16 回 SSC では、アメリカ側からジェームズ・ケリー（James A. Kelly）国防次官補代理（国際安全保障担当）が、61 中期防を評価する発言をおこなったうえで、「日本が単独で全てのきょういに対応できるような大きな防衛力をもつことは、日・米・アジア諸国の望むところではな」との観点から、『防衛計画の大綱』の基本的な考え方が日米安保条約を基軸とする現在の日米防衛関係等に合致している」との見解を表明した³¹。これに対し防衛局防衛課は、「今回の SSC において、米側は我が国に対し一層の防衛努力を期待しながらも、従来のように『大綱』は時代遅れとするような言い方をせず、『大綱』の基本的考え方についてこのような肯定的な見解を示したのは、最近において、日米間の防衛問題に関する相互の理解と信頼が深まり、我が国が着実な防衛努力を行っていることに対する米側の認識も進んだことを反映する一つの証左である」との見解

閣議決定）。

²⁸ 政策研究大学院大学編『夏目オーラルヒストリー』322 頁。

²⁹ 西村繁樹『防衛戦略とは何か』（PHP 研究所、2012 年）122-123 頁。この背景について西村は、「ペンタゴンの大綱評価は、行き詰まった日本側大綱擁護論者（行政当局）から米国に対し、大綱見直し論について警戒するよう情報が流されたためであることが明らかになっている（当時の関係者）」「[アメリカは]理論はともかくとして、理論に内在する論理の曖昧さを機会主義的に切り抜ける手法でも、あるいはそれゆえに、日本の防衛力が実質的に大きくなっていく現実に納得したのである」と述べている。同、124、201 頁。

³⁰ U.S. Department of Defense, *Report on Allied Contributions to the Common Defense, 1985* (Washington, D.C.: Department of Defense, 1985), p. 63.

³¹ 「第 16 回 SSC におけるケリー次官補代理の発言」防衛庁防衛庁史室『国会答弁資料第 104 回（昭和 61 年）1/20』856 頁（本館-4A-034-00・平 17 防衛 00715100）（国立公文書館所蔵）。「第 16 回 SSC の概要（関連部分）」防衛庁防衛庁史室『国会答弁資料第 104 回（昭和 61 年）3/20』1670 頁（本館-4A-034-00・平 17 防衛 00717100）。「日米防衛首脳会談等における対日防衛期待」『大村襄治関係文書』（III-1-11-2）-6）（東京大学近代日本法政史料センター原資料部所蔵）。

をまとめている³²。3月11日にはリチャード・アーミテージ (Richard L. Armitage) 国防次官補 (国際安全保障担当) がワシントンで公明党訪米団と会見し、51大綱について「(整備すべき防衛力の規模を示す) 別表は脅威に対応して改定されるべきであり、米国も日本側にそれを提案している」としながら³³、「原理や大筋としては立派なものだ」と発言していた³⁴。同年5月9日公表の国防総省『共通の防衛に対する同盟の貢献』1986年度版では、「1976年防衛大綱に示された基盤的防衛力のレベルは、脅威に応じて、柔軟に解釈される」と述べられている³⁵。

4 冷戦末期の51大綱の実施

しかし冷戦末期の防衛力整備が、基盤的防衛力構想のコンポーネントである「各種機能保持／機能的・地理的均衡」「限定小規模侵略独力対処」「エクспанション」の考え方で規律されていたかという、必ずしもそうとはいえなかった。51大綱策定時の防衛局長で、このころ久保の後任の国防会議事務局長 (1978年11月～84年7月) を務めていた伊藤圭一は、「極端なことをいうと大綱というものはこっちに置いて、結局、中業というのが動いていくというような格好になったんじゃないかという気がする」と述べている³⁶。78年7月から82年3月にかけて陸上幕僚監部防衛部長、陸上幕僚副長を歴任した村松栄一は、「中期見積りも、大綱の中で動いているわけね。ところが〔陸上幕僚監部で〕 実際〔中期見積りを〕 やっているほとんどの連中は、防衛計画の大綱なんてあるのか、ないのか、意識もしてないやつが大半」と回想する³⁷。また70年代末から80年代に海上幕僚監部防衛部防衛課防衛班長、防衛課長、防衛部副部長、防衛部長、海上幕僚長、統合幕僚会議議長などを歴任した佐久間一は、「大綱の本文のフィロソフィーなんていうのは関係なしに、いかにして別表を早く達成し、近代化を達成するか。もうそれだけだったという感じがしますね。これ、各幕同じだと思いますよ」と証言している³⁸。80年8月から82年8月まで航空幕僚監部防衛部防衛課長を務めた鈴木昭雄は、「我々も『本当に基盤的なものでいいの?』』というような潜在的な不満があったわけで、その意味で内心では、米国の要請——これは昔は外圧と言いましたが——によって、少しでも防衛力整備

³² 防衛局防衛課「衆・予 61. 2. 3 (4) 田辺誠」防衛庁防衛庁史室『国会答弁資料第104回 (昭和61年) 2/20』1319頁 (本館-4A-034-00・平17防衛00716100)。

³³ この点についてはケリーもSSC後に『別表は修正、変更がありうる』とする防衛庁の見解を歓迎すると発言している。『読売新聞』1986年2月1日。

³⁴ 『朝日新聞』1986年3月12日 (夕刊)。

³⁵ U.S. Department of Defense, *Report on Allied Contributions to the Common Defense, 1986*, p. 69.

³⁶ 政策研究大学院大学 COE オーラル・政策研究プロジェクト編『伊藤圭一オーラルヒストリー』(下) (政策研究大学院大学、2003年) 153頁。

³⁷ 防衛省防衛研究所編「村松オーラルヒストリー」377頁。

³⁸ 防衛省防衛研究所編『佐久間一オーラルヒストリー』(上) (防衛省防衛研究所、2007年) 123頁。

が充実するよう期待していた面もあります」と語っている³⁹。佐久間は「[51大綱が07大綱まで]19年間も放置されたのは、ある意味では我々も含めて無責任だった」とさえ述べている⁴⁰。

この間、「後方支援体制とのアンバランスがどんどん大きくなる」にもかかわらず「正面装備の近代化に本当に重点を置く」（佐久間）こととなり⁴¹、また特に陸上自衛隊では「緒戦から〔宗谷・津軽の〕海峡地域の確保を目指す」という「北方前方防衛戦略」論が唱えられ⁴²、北海道に重点的に師団が配備されるなど、各種機能保持／機能的・地理的均衡概念は置き去りにされていたようである⁴³。また限定小規模侵略独力対処概念に関しては、1987年の西廣答弁にあるように、その能力自体が相手の大きさに応じて変化するものと説明された。エクспанション概念についても、『防衛白書』77年度版で「防衛力を拡充、強化するためには、どれだけの期間、どのような手続、いくらの経費を要するのか等を種々のケースを想定して検討することは、今後早急に実施すべき課題といえよう」と述べられていたにもかかわらず⁴⁴、そのための具体的施策に関する検討が特に深まった形跡はないようである。なお80年代の防衛力増強を、防衛大綱の範囲内で、エクспанション条項の発動を通じておこなうという選択肢はなかったのかという疑問に対して、84年7月から86年7月まで防衛局計画官を務めた江間清二は、エクспанションは実際に「事態になった時の話」であること、またエクспанションは防衛庁だけでなく政府全体としての情勢判断にもとづくものであることを指摘している⁴⁵。

その一方で、シーレーン防衛については、研究者のあいだではこれが51大綱の範囲内であることは必ずしも自明ではないとする見解があり⁴⁶、またアメリカも『共通の防衛に対する同盟の貢献』1983年度版などで同様の認識を持っていたにもかかわらず、日本政府はこれが防衛大綱の範囲内であるとの立場をとった。シーレーン防衛とは、日本に対する武力攻撃が発生した場合に、哨戒、船団護衛、港湾・海峡防備などにより海上交通の安全を確保することで、日米共同対処により、海上自衛隊が日本の重要港湾・海峡防備のための作戦、周辺海域における対

³⁹ 防衛省防衛研究所編『鈴木昭雄オーラルヒストリー』（防衛省防衛研究所、2011年）236頁。

⁴⁰ 防衛省防衛研究所編『佐久間オーラルヒストリー』（下）33-34頁。同（上）123頁。

⁴¹ 同上（下）33-34頁。同（上）123頁。こうした実情に対し、かつて坂田道太防衛庁長官の私的諮問機関「防衛を考える会」の委員として同会が「防止力」という概念を提唱するうえで重要な役割を果たし、KB論文以来の久保構想を国際政治学的見地から支えた京都大学教授の高坂正堯は、1983年に「彼ら〔自衛隊幹部〕は相変わらず正面装備にカネを使って、兵站・補給・抗たん性についての努力を怠って来た。それは『大綱』に違反する行為である」と批判している。高坂正堯『『大綱』見直し論を検証する一霧囲気的論議より冷静な情勢分析を』『国防』32巻9号（1983年9月）20頁。

⁴² 西村繁樹「日本の防衛戦略を考えるーグローバル・アプローチによる北方前方防衛論」『新防衛論集』12巻1号（1984年7月）75頁。

⁴³ 政策研究大学院大学編『夏目オーラルヒストリー』184頁。

⁴⁴ 『防衛白書』1977年度版、57頁。

⁴⁵ 防衛省防衛研究所編「江間清二オーラルヒストリー」防衛省防衛研究所編『オーラルヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策（7）』（防衛省防衛研究所、2017年）69、136頁。

⁴⁶ 佐道『戦後日本の防衛と政治』278頁。瀬端『防衛計画の大綱と日米ガイドライン』154頁。

潜作戦、船舶保護のための作戦をおこない、アメリカ海軍部隊が自衛隊の作戦を支援し、機動打撃力の使用を含む侵攻兵力撃退のための作戦をおこなうものである。81年5月9日の鈴木善幸総理とキャスパー・ワインバーガー（Caspar W. Weinberger）国防長官との会談に同席した伊東正義外相は、会談記録によればワインバーガーに、「防衛大こうの下で考えている海上防衛力の範囲はしゅうへん海域については数100カイリ、航路帯については1000カイリ程度であるところ」と発言している⁴⁷。また82年5月27日付の防衛局から伊藤宗一郎防衛庁長官への説明資料は、海上自衛隊の任務は海上からの侵略に対する国土防衛と海上交通の保護に大きく分けられるが、『大綱』においては、このための海上自衛隊の体制として、海上における侵略等の事態に対処するために護衛艦隊を、沿岸海域の警戒、防備のために地方隊水上艦艇部隊を、重要港湾、主要海峡等の警戒・防備及び掃海のために潜水艦部隊、対潜ヘリ部隊及び掃海部隊を、周辺海域の監視哨戒・及び海上護衛等のために対潜哨戒機部隊を整備、保持することとしている」と述べ、別表にもとづく海上防衛力整備の目的の一つにシーレーン防衛があるとした。そのうえで同文書には、『大綱』の水準が達成されれば、海上自衛隊の能力はかなり向上し、米軍との共同対処により、海上交通保護について相当の効果をあげることができることになるものと考えている」と記載されている⁴⁸。

ただし、これにより防衛力整備を主眼とする基盤的防衛力構想が、運用を含む防衛構想に変化したとまではいえない。シーレーン防衛は防衛上重要なテーマではあるが、これを担当するのはあくまで海上自衛隊であり、三自衛隊全体に直接関わるものではない。また、基盤的防衛力構想のコンポーネントとして限定小規模侵略独力対処という防衛力整備上の概念がまだ存在していた。さらに、当時の政策当局は運用上の要求にもとづく防衛力整備という考え方を意識的にとらなかつた。1982年8月30日から9月1日にかけてハワイで開催された第14回SSCの場で、アメリカ側はガイドラインにもとづく研究の一環として、シーレーン防衛のための兵力量を日米間で決める、という話を持ち出した。もし実現していれば、これは基盤的防衛力構想の下での、運用上の要求にもとづく防衛力整備を意味することになったであろう。しかし第14回SSCに同席した当時の藤井一夫防衛課長によると、日本側は「日本の予算を縛るような兵力量を日米間で決めるなんてことですから、これはどうしても応じられない」として、アメリカ側の提案をシーレーン防衛に関する日米共同対処研究に「すり替えた」という⁴⁹。82年1月26日の黒柳明公明党参議院議員の質問主意書に対する答弁書でも、『指針』に基づいて行われる研究作業において憲法の枠を超えるようなものが出てきたり、研究作業の結果が両国政府

⁴⁷ 「総理訪米（ワインバーガー国防長官表敬）」5頁『大村関係文書』（Ⅲ-1-3-8）。

⁴⁸ 「シーレーンとは何か（防衛局の長官への説明）」（57. 5. 27）1、3-4頁『堂場肇文書』（D-11）「シーレーン防衛関係」（平和・安全保障研究所所蔵）。

⁴⁹ 「藤井一夫インタビュー」20頁、1997, U.S.-Japan Project, Oral History Program, National Security Archive (Washington, D.C.) <<http://www.gwu.edu/~nsarchiv/japan/fujii.pdf>>2013年2月7日アクセス。

の立法、予算ないし行政上の措置を義務づけるようなものとなったりするようなことがないこととはいうまでもない」とされている⁵⁰。基盤的防衛力構想に運用重視の考え方が取り入れられるのは、冷戦終結後の90年代である。

冷戦末期の防衛力整備が必ずしも基盤的防衛力構想のコンポーネントによって規律されていたわけではなく、その一方、51大綱の範囲内であることが必ずしも自明ではないような施策も、必要に応じて防衛大綱の範囲内とされたことなどを象徴するのは、中業・中期防や、この時期の『防衛白書』における基盤的防衛力構想の扱いであろう。53中業、56中業、61中期防には、「基盤的防衛力構想」の語は見られない⁵¹。また基盤的防衛力構想という言葉は『防衛白書』では1976年度版で初めて登場し、77年度版でその定義も含めて詳細な解説がなされた。しかし80年度版から、81年度版を除いて、91年度版まで、基盤的防衛力構想の語は『防衛白書』にはまったく登場しなくなるのである⁵²。実際に『防衛白書』82年度版を審議した82年8月16日の参事官会議の議事録には、51大綱の説明に関して、「らんぼうな言い方をすると、なるべく過去の古傷にさわるとはやめたほうがよい」という夏目防衛局長の発言が記録されている⁵³。

『防衛白書』1976年度版の起草に熱心に取り組んだ久保は、78年11月に国防会議事務局長を最後に退官し、平和・安全保障研究所の常務理事となっていた。そして51大綱に関する記述に「大綱が前提とする情勢の基調が大きく変化したとはいえないとみられた」との微妙な表現を用いた『防衛白書』79年度版に対し「情勢の変化と大綱の前提との関連の説明不足」といった批判を加えるなど⁵⁴、防衛政策に関する発言を積極的に続けていたが、退官からわずか2年後の80年12月にこの世を去っていた。

基盤的防衛力構想が現実の防衛力整備を規律していたわけではなかったにもかかわらず、そ

⁵⁰ 「57. 1. 26 参議院黒柳明議員質問主意書に対する答弁書」。

⁵¹ その後の中期防でも、03中期防を除いて、基盤的防衛力構想のコンポーネントについてすら言及されなかった。これとは対照的に、2004年12月10日策定の「16大綱」で導入されることになる「多機能弾力的防衛力」や、2010年12月17日策定の「22大綱」における「動的防衛力」、2012年12月17日策定の「25大綱」における「統合機動防衛力」、2018年12月18日策定の「30大綱」における「多次元統合防衛力」については、これらと同日に策定された中期防（「17中期防」「23中期防」「25中期防」「31中期防」のなかでも言及がなされている。「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）について」（平成16年12月10日安全保障会議決定・閣議決定）。「中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）について」（平成22年12月17日安全保障会議決定・閣議決定）。「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について」（平成24年12月17日国家安全保障会議決定・閣議決定）。「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について」（平成30年12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定）。

⁵² 『防衛白書』各年度版参照。道下徳成「戦略思想としての『基盤的防衛力構想』」石津朋之、ウィリアムソン・マーレー編『日米戦略思想史—日米関係の新しい視点』（彩流社、2005年）211頁も参照。

⁵³ 「第21回参事官会議議事録」（57. 8. 16）防衛庁防衛庁史室『参事官会議議事要録（昭和57年）1/3』403-404頁（本館-4A-034-00・平17防衛01230100）。

⁵⁴ 『防衛白書』1979年度版、81頁。久保卓也「防衛白書について所感」『久保遺稿・追悼集』203頁。

れが冷戦末期においても放棄されなかったのは、第一に、脱脅威論的イメージのある基盤的防衛力構想によって「与野党の防衛問題に対する先鋭な対立が比較的緩和されてきた」（夏目）なかで⁵⁵、その放棄に対しては社会党などの野党や自民党でもハト派からの反発が予想されたからであろう⁵⁶。「これでまたガラッと変えて、また脅威対象論でとてつもなく大きな量の防衛力を考えるなんていうことはなかなかいえない」「防衛庁もちょっと手に余ったということが実情ではないか」と夏目は指摘する⁵⁷。第二に、佐久間が「〔基盤的防衛力構想は〕久保論文から始まって非常に長い時間とエネルギーをかけてつくりあげたものだから、それを一挙にまた覆すというのはとてもできなかった」と述べている通り⁵⁸、さりとて新しい防衛構想を構築するかというと、そのような政治的イニシアティブや官僚機構におけるモチベーションは高まらなかった⁵⁹。

おわりに

本研究では、基盤的防衛力構想がどのような位置づけを与えられたのかを問うことで、冷戦末期の日本の防衛力整備について考察をおこなった。

新冷戦期に展開された防衛論争のなかで、基盤的防衛力構想への対抗論理は、基盤的防衛力構想のなかに次々と取り込まれていった。そこで登場した様々な解釈や立論は、西廣整輝防衛局長答弁における『力の空白』論で整理され、そこでは「力の空白」概念を援用することで、基盤的防衛力構想は限定的ながら脅威対抗論であることも否定できないものとされた。また西廣局長時代に、限定小規模侵略独力対処概念は防衛力運用ではなく整備の概念であり、事態の蓋然性とは切り離されるということが明確化された。これらの説明と、56 中業、61 中期防にもとづく防衛力整備により、基盤的防衛力構想批判は次第に沈静化していった。アメリカも日本側からの働きかけやその防衛力整備の進展を踏まえ、51 大綱の維持を容認するようになる。しかし新冷戦期の防衛力整備が、基盤的防衛力構想のコンポーネントである各種機能保持／機能的・地理的均衡、限定小規模侵略独力対処、エクспанションの概念で規律されていたかという、必ずしもそうではなかった。一方、シーレーン防衛のように、51 大綱の範囲内である

⁵⁵ 政策研究大学院大学編『夏目オーラルヒストリー』182、319 頁。

⁵⁶ 政策研究大学院大学編『宝珠山オーラルヒストリー』（下）180 頁。「丸山昂氏インタビュー」19-20 頁、1996, U.S.-Japan Project, Oral History Program, NSA <<http://www.gwu.edu/~nsarchiv/japan/maruyama.pdf>>2013 年 2 月 7 日アクセス。『読売新聞』1985 年 2 月 18 日。Joseph P. Keddell, *The Politics of Defense in Japan: Managing Internal and External Pressures* (New York: M. E. Sharpe, 1993), pp. 155-156.

⁵⁷ 政策研究大学院大学編『夏目オーラルヒストリー』322 頁。

⁵⁸ 近代日本史料研究会編『佐久間一オーラルヒストリー』（上）（近代日本史料研究会、2007 年）161 頁。西村『防衛戦略とは何か』125 頁も参照。

⁵⁹ 防衛省防衛研究所編『佐久間オーラルヒストリー』（下）34 頁。

戦史研究年報 第23号

ことが必ずしも自明ではないような施策も、必要に応じて防衛大綱の範囲内とされた。

それにもかかわらず冷戦末期においても基盤的防衛力構想が放棄されなかったのは、脱脅威論的イメージのある基盤的防衛力構想の放棄に対しては野党などからの反発が予想され、さりとて新しい防衛構想を構築するという政治的イニシアティブや官僚機構におけるモチベーションが高まらなかったためであったといえよう。